

屋外広告物を取り付けてある電柱への契約用引込小柱等取付例

取付例 1	取付例 2
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告物の上に小柱等の取付バンドを取り付けていないが、広告物の前面に小柱等を取り付けると広告が見えにくいと考えられるので、屋外広告物設置者の承諾が必要。 ○ 交通の支障にならないように取り付け。 ○ <u>広告物の上には金物を取り付けない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告物の上に小柱等の取付バンドを取り付けていないが、見る角度によって広告物が見えにくくなること考えられるので、屋外広告物設置者の承諾が必要。 ○ 交通の支障にならないように取り付け。 ○ <u>広告物の上には金物を取り付けない</u>。
取付例 3	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告物が突出等で、小柱等を取り付けても広告物の視認性に影響が無ければ、屋外広告物設置者の承諾は省略可能。 ○ 交通の支障にならないように取り付け。 	